

## 有限会社 真岡介護センター

### —指定訪問介護事業所運営規程 令和6年4月1日現在—

#### (事業の目的)

第1条 有限会社真岡介護センターが開設する真岡介護センター指定訪問介護事業所(以下「事業所」という。)が行う指定訪問介護事業(以下「事業」という。)の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の介護福祉士又は訪問介護員研修の修了者(以下「訪問介護員等」という。)が要介護状態又は要支援状態にある高齢者に対し、適正な訪問介護を提供することを目的とする。

2. 上記事業の利用者から要望があった場合はディスプレイオムツ、介護パンツ等介護用品を適正な価格で提供し利用者の利便に資することを上記に加え事業目的とする。

第2条 事業所の訪問介護員等は、要介護者等の心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排泄、食事の介護その他の生活全般にわたる援助を行う。

2. 事業の実施に当たっては、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

#### (運営の方針)

第3条 事業の実施に当たっては、要介護状態の利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう身体介護その他の生活全般にわたる援助を行うものとする。

2. 利用者の意思及び人格を尊重して、常に利用者の立場に立ったサービス提供に努めるものとする。
3. 事業の実施に当たっては、利用者の要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するよう、その目標を設定し、計画的に行うものとする。
4. 市町村、居宅介護支援事業者、在宅介護支援センター、地域包括支援センター、他の居宅サービス事業者その他の保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者との連携に努めるものとする。
5. 事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じるものとする。(令和6年3月31日までは努力義務)
6. 指定訪問介護の提供にあたっては、介護保険法第118条の2第1項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めるものとする。
7. 指定訪問介護の提供の終了に際しては、利用者又はその家族に対して適切な指導を行うとともに、居宅介護支援事業所等へ情報の提供を行うものとする。

#### (事業の名称等)

第4条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

1. 名称 真岡介護センター
2. 所在地 真岡市並木町1丁目8番1 シティ並木1階2号室

#### (職員の職種、員数、及び職務内容)

第5条 事業所に勤務する職種、員数、及び職務内容は次のとおりとする。

1. 管理者 1名

管理者は、事業所従業員の管理及び業務の管理を一元的に行うとともに、法令等において規定されている指定訪問介護の実施に関し、事業所の従業員に対し遵守すべき事項について指揮命令を行う。

2. サービス提供責任者 介護福祉士 常勤 3名

- ・訪問介護計画(訪問型サービス個別計画)の作成・変更等を行い、利用の申し込みに関わる調整をすること。
- ・利用者の状態の変化やサービスに関する意向を定期的に把握し、サービス担当者会議への出席、利用に関する情報の共有等居宅介護支援事業者等との連携に関すること。
- ・居宅介護支援事業者等に対し、指定訪問介護の提供に当たり把握した利用者の服薬状況、口腔機能その他の利用者の心身の状態及び生活の状況に係る必要な情報の提供を行うこと。
- ・訪問介護員に対し、具体的な援助目標及び援助内容を指示するとともに、利用者の状況についての情報を伝達し、業務の実施状況を把握すること。
- ・訪問介護員の能力や希望を踏まえた業務管理、研修、技術指導その他サービス内容の管理について必要な業務等を実施すること。

3. 訪問介護員等 訪問介護総員の30%以上は介護福祉士の有資格有。

訪問介護員等は、指定訪問介護の提供に当たる。常勤の訪問介護員は非常勤訪問介護員に対するOJT、訪問介護計画作成参画等を行う。

4. 事務職員 常勤職員 1名

必要な事務を行う。

(営業日及び営業時間)

第6条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

1. 営業所のオフィス事務営業日及び時間

営業日：月曜日～金曜日、但し、12月31日から1月3日までを除く。

営業時間：8:30～17:30

2. 介護サービスの提供日及び時間

サービス提供日：日曜日～土曜日、但し、12月31日から1月3日までを除く。

サービス提供時間：7:00～20:00

(指定訪問介護の内容)

第7条 指定訪問介護の内容は、次に掲げるもののうち必要と認められるサービスを行うものとする。

(1) 身体介護

- ① 排泄・食事介助
- ② 清拭・入浴・身体整容
- ③ 体位変換、移動、移乗介助、外出介助

- ④ 起床及び就寝介助
- ⑤ 服薬介助
- ⑥ 自立生活支援・重度化防止のための見守りの援助

(2)生活援助

- ①掃除
- ②洗濯
- ③ベッドメイク
- ④衣類の整理・被服の補修
- ⑤一般的な調理、配下膳
- ⑦ 買い物・薬の受け取り

(3)通院介助

(利用料等)

第 8 条 要介護度1以上の方への指定訪問介護支援内容は主に次のとおりとする。指定訪問介護を提供した場合の利用料の額は、介護報酬の告示上の額とし、当該指定訪問介護が法定代理受領サービスであるときは、その1割から3割とする。

2. 当事業所は特定事業所加算(Ⅱ)を届出、当事業所の介護報酬は前文記載の基準に10%加算したものを適用する。更に介護職員処遇改善(Ⅰ)加算13.7%、地域加算 3%を加えた介護報酬とする。令和元年 10 月 1 日より介護職員特定処遇改善加算(Ⅰ)6.3%を加えた介護報酬とする。令和 4 年 10 月 1 日よりベースアップ等支援加算(2.4%)を加えた介護報酬とする。令和 6 年 6 月 1 日より介護職員等処遇改善加算(新加算 24.5%)を加えた介護報酬とする。

注:日中帯(8:00～18:00)の規定額、早朝(7:00～8:00)・夜間帯(18:00～20:00)は25%増

3. 要支援1、及び2の方へ行う介護予防・日常生活支援総合事業の内容は次のとおりとし、その提供した場合の利用料の額は、介護報酬の告示上の額(月単位)とし、そのサービスが法定受領サービスであるときは、その1割から3割とする。
  - 1) 介護予防訪問介護 (訪問型独自サービス)Ⅰ・・・ 週1回程度
  - 2) 介護予防訪問介護 (訪問型独自サービス)Ⅱ・・・週2回程度
  - 3) 介護予防訪問介護 (訪問型独自サービス)Ⅲ・・・週2回を超えた場合
4. 第8条(通常の事業の実施地域)を越えて行う指定訪問介護に要した交通費は、その実績を徴収するものとし、自動車を使用した場合は、次の額とする。  
事業地域境界から、直線で概ね1キロメートルを越える居宅の場合 200円(1訪問当り)。
5. 前項の費用の支払を受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明した上で、支払に同意する旨の文書に署名(記名押印)を受けることとする。
6. 支援中止の連絡は緊急事態(利用者の急な体調不良、不慮の事故など)を除き、支援開始前日 17 時 30 分まで無料受付とする。これを過ぎた中止連絡、及び訪問時不在の際はキャンセル料 1回 1,000円を徴収する。

(緊急時等における対応方法)

第 9 条 訪問介護員等は、訪問介護を実施中に、利用者の病状に急変、その他緊急事態が生じた

ときは、速やかに主治医に連絡する等の措置を講ずるとともに、管理者に報告しなければならない。また、主治医への連絡が困難な場合は、緊急搬送等の必要な措置を講ずるものとする。

2. 事業所は、利用者に対する指定訪問介護の提供により事故が発生した場合は、利用者の所在する市町村、利用者の家族、利用者に係る居宅介護支援事業所等に連絡するとともに、必要な措置を講ずるものとする。
3. 事業所は、前項の事故の状況及び事故に際して取った処置について記録するものとする。
4. 事業所は、利用者に対する指定訪問介護の提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行うものとする。

#### (苦情処理)

第10条 事業所は、指定訪問介護の提供に係る利用者及び家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために必要な措置を講ずるものとする。

2. 事業所は、提供した指定訪問介護に関し、介護保険法第23条の規定により市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは掲示の求め又は当該市町村の職員からの質問若しくは照会に応じ、及び市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。
3. 事業所は、提供した指定訪問介護に係る利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

#### (個人情報の保護)

第11条 事業所は、利用者又は家族の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取り扱いのためのガイドンス」を遵守し適切な取り扱いに努めるものとする。

2. 事業所が得た利用者又は家族の個人情報については、事業者での介護サービスの提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、外部への情報提供については利用者又は家族の同意を、あらかじめ書面により得るものとする。

#### (通常の事業の実施地域)

第12条 通常の事業の実施地域は、真岡市、益子町西部、上三川町東部の区域とする。

#### (衛生管理等)

第13条 事業所は、訪問介護員等の清潔の保持及び健康状態の管理を行うとともに、事業所の設備及び備品等の衛生的な管理に努めるものとする。

2. 事業所は、事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次の各号に掲げる措置を講ずるものとする。
  - (1) 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、従業員に周知徹底を図る。
  - (2) 事業所における感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備する。
  - (3) 事業所において、従業員に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施する。

※第9条第2項の措置は、令和6年3月31日までに実施する。(当該措置は令和6年3月31日までの間は努力義務とされている)。

(虐待の防止のための措置に関する事項)

第 14 条 事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の発生又はその再発を防止するため次の措置を講ずるものとする。

- (1) 虐待防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする)。を定期的開催するとともに、その結果について従業員に周知徹底を図る
- (2) 虐待防止のための指針の整備
- (3) 虐待を防止するための定期的な研修の実施
- (4) 前 3 号に掲げる措置を適切に実施するための担当者の設置

※第 14 条第 1 項の措置は、令和 6 年 3 月 31 日までに実施する。(当該措置は令和 6 年 3 月 31 日までの間は努力義務とされている)

2. 事業所は、サービス提供中に、当該事業所従業員又は養護者(利用者の家族等高齢者を現に擁護する者)による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

(事業継続計画の策定等)

第 15 条 事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定訪問介護の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(以下「業務継続計画」という。)を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講ずるものとする。

2. 事業所は、従業員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施するものとする。
3. 事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

※第 15 条の措置は、令和 6 年 3 月 31 日までに実施する。(当該措置は令和 6 年 3 月 31 日までの努力義務とされている。)

(その他運営に就いての留意事項)

第 15 条 訪問介護事業者は、訪問介護員等の質的向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務体制を整備する。

1. 採用時研修 採用後2ヶ月以内
2. 継続研修 年1回以上
2. 従業員は業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。
3. 従業員であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業員でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業員との雇用契約の内容とする。
4. 事業所は、従業員に、その同居の家族である利用者に対する指定訪問介護の提供をさせないものとする。
5. 事業所は、居宅サービス計画の作成又は変更に関し、居宅介護支援事業所の介護支援専門員又は居宅要介護被保険者等に対して、利用者に必要なサービスを位置付けるよう求めることその他の不当な働きかけを行わないものとする。
6. 事業所は、適切な指定訪問介護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な

言動又は優越的な関係を背景とした言動であつて業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより訪問介護等の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じるものとする。

7. 事業所は、指定訪問介護に関する諸記録を整備し、そのサービスを提供した日から最低5年間は保存するものとする。
8. この規程に定める事項の外、運営に関する重要事項は有限会社真岡介護センターと事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。